理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部を改正する省令

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省厚生省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（理学療法士に係る学校又は養成施設の指定基準） **第二条**　法第十一条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　理学療法士である専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。ただし、当該専任教員が免許を受けた後五年以上理学療法に関する業務に従事した者であつて、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条第一項第四号において「大学」という。）において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学を卒業したもの又は免許を受けた後三年以上理学療法に関する業務に従事した者であつて、学校教育法に基づく大学院において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学院の課程を修了したものである場合は、この限りでない。 イ　免許を受けた後五年以上理学療法に関する業務に従事した者であつて、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者 六～十二　（略） 2　（略） （作業療法士に係る学校又は養成施設の指定基準） **第三条**　法第十二条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　作業療法士である専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。ただし、当該専任教員が免許を受けた後五年以上作業療法に関する業務に従事した者であつて、大学において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学を卒業したもの又は免許を受けた後三年以上作業療法に関する業務に従事した者であつて、学校教育法に基づく大学院において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学院の課程を修了したものである場合は、この限りでない。 イ　免許を受けた後五年以上作業療法に関する業務に従事した者であつて、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者 2　（略） （指定の申請書の記載事項等） **第四条**　令第十条の申請書には、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成施設にあつては、第十二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。 一～九　（略） 十　実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）、当該施設における実習用設備の概要並びに実習指導者の氏名及び履歴 十一・十二　（略）	（理学療法士に係る学校又は養成施設の指定基準） **第二条**　法第十一条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　理学療法士である専任教員は、免許を受けた後五年以上理学療法に関する業務に従事した者であること。 六～十二　（略） 2　（略） （作業療法に係る学校又は養成施設の指定基準） **第三条**　法第十二条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　作業療法士である専任教員は、免許を受けた後五年以上作業療法に関する業務に従事した者であること。 2　（略） （指定の申請書の記載事項等） **第四条**　令第十条の申請書には、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成施設にあつては、第十二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。 一～九　（略） 十　実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要 十一・十二　（略）